

年末調整や確定申告に向けて 各種説明会を行います

源泉徴収義務者を対象とした「年末調整説明会」、法人・個人事業者を対象とした「消費税軽減税率制度説明会」、個人事業者を対象とした「決算説明会」を開催します。「決算説明会」では、消費税軽減税率制度についての説明も行います。

● 年末調整説明会

△源泉徴収義務者▽
期日 11月11日(月)
時間 午後1時30分～4時
場所 市民文化会館4階スカイホール

● 決算説明会

期日 11月21日(木)、12月12日(木)
時間 各日とも午前10時～11時30分、午後2時～3時30分
場所 桐生税務署(末広町)3階共用会議室

● 消費税軽減税率制度説明会

△法人・個人事業者▽
期日 12月11日(水)
時間 午後1時30分～4時
場所 市民文化会館4階スカイホール

△事業所得者・不動産所得者▽
期日 12月12日(木)
時間 午前10時～正午、午後2時～4時
場所 市民文化会館4階スカイホール

△消費課税事業者▽
期日 12月12日(木)
時間 午前10時～正午、午後2時～4時
場所 市民文化会館4階スカイホール

△農業所得者▽
期日 12月17日(火)
時間 午後3時～5時
場所 J A につたみどり本店(みどり市笠懸町)2階会議室

税を考える週間

毎年11月11日から17日は「税を考える週間」です。期間中の活動や国税に関する情報は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

税に関する無料相談

「税を考える週間」に合わせて行います。複雑な相談や税務申告書の作成などは有料となる場合があります。

期日 = 11月11日(月)

時間 = 午前10時～午後4時

場所 = 市内の税理士事務所

※事前に電話してください。

問い合わせは、関東信越税理士会桐生支部 (☎52-2677) へ。

問い合わせは、桐生税務署 (☎223121 自動音声に従い「2」を選択) へ。

建物の取り壊し・ 利用変更で必ず届け出を

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税します。令和元年中に、建物の全部か一部を取り壊したときは、滅失届を提出してください。12月31日までに取り壊した建物には、翌年度から固定資産税は課税されません。

また、店舗や工場などから住宅に利用状況が変わった場合などは、固定資産税の算定方法が変わる場合がありますので、届け出てください。

問い合わせは、税務課 家屋担当 (☎内線232・233) へ。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は 大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、社会保険料の控除の対象になります。1月1日から12月31日までに納付した保険料全額のほか、今年追納した過去の年度分の保険料も含まれます。

1月1日から10月1日までに納めた人には、11月上旬に日本年金機構から国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が郵送されます。

10月2日から12月31日まで、今年初めて納めた人へは、翌年の2月上旬に送られます。社会保険料の控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、必ずこの証明書または領収書など保険料を支払ったことを証明する書類を添付してください。

問い合わせは、市民課 年金係 (☎内線273) または桐生年金事務所 (☎442311) へ。

不動産合同公売 を実施します

群馬県と東部地区の市町が合同で、差し押さえた不動産の公売を実施します。桐生市の公売予定物件のほか、県や市町の公売物件については、市役所1階の納税課と新里・黒保根支所に案内がありますので、ご覧ください。また市ホームページにもあります。

※①については買受適格証明が必要ですので、納税課へご相談ください。

期日＝11月21日（木）

時間＝午後1時から

場所＝群馬県太田合同庁舎（太田市）

問い合わせは、納税課納税担当（☎内線237）へ。

公売財産（公簿上による表示）	最低公売価額	公売保証金	消費税込区分
①川内町二丁目字鷹ノ巣31 - 2 畑743㎡外宅地2件、建物1件	662万円	67万円	混在財産
③広沢町六丁目字宮原839 - 1 宅地476.58㎡外建物1件	135万円	14万円	混在財産
④相生町三丁目字宿58 - 1 宅地842.11㎡外公衆用道路1件、建物1件	376万円	38万円	混在財産
⑤梅田町一丁目字川端399 - 4 宅地1672.04㎡(持分2分の1)外宅地2件、堤1件、建物1件※土地は持分のみ	561万円	57万円	混在財産
⑥境野町四丁目855 - 3 宅地821.79㎡外建物1件	281万円	29万円	混在財産
⑦相生町三丁目字宿64 - 3 宅地58.57㎡(持分2分の1)外雑種地2件、宅地1件、建物1件	331万円	34万円	混在財産
⑧梅田町一丁目字森沢99 病院1階2097.67㎡4階建	494万円	50万円	課税財産
⑨琴平町53 - 4 宅地157.09㎡外建物1件	301万円	31万円	混在財産
⑩相生町三丁目字梅樺木383 - 3 宅地352.13㎡外宅地1件、建物1件	490万円	49万円	混在財産
⑪境野町一丁目1273 - 2 宅地122.38㎡外建物1件	181万円	19万円	混在財産
⑫川内町二丁目字鷹ノ巣79 - 9 宅地247.17㎡外建物1件	167万円	17万円	混在財産

桐生市工場アパート 入居者募集

桐生市工場アパートは、中小企業の作業環境の改善や経営基盤の強化などを目的とした、賃貸型の工場用施設です。



桐生市工場アパート

場所＝相生町四丁目332 - 1

募集区画数＝2区画（40坪、30坪）※複数の申し込みがあった場合は抽せんとなります。

費用（月額）＝40坪：104,760円
30坪：78,570円

申し込み＝11月22日（金）までに直接産業政策課へ。

詳しいことは、市ホームページをご覧ください。か、産業政策課工業労政係（☎内線564）へお問い合わせください。

市有地を売却します

売却物件は3件で、次のとおりです。

申し込み＝11月1日（金）から20日（水）まで（土、日、祝日を除く）に、申込用紙に必要事項を記入し、新里支所市民生活課へ申し込んでください。申込用紙と案内書は、新里支所市民生活課のほか、市ホームページにあります。

売却方法＝入札により購入者を決定します。

問い合わせは、新里支所市民生活課庶務・税務係（☎74 - 2212）へ。

所在地番	用途地域	地目	地積（㎡）	最低入札価格
新里町山上1109 - 21	指定なし	雑種地	115.00	104万円
新里町新川1932 - 1	指定なし	雑種地	2,786.00	2,657万円
新里町奥沢626 - 1	指定なし	宅地	2,353.34	128万円

対象は次の全てに該当し、年末の運転資金（賞与の支払い、仕入れなど）を必要とする人

①市内の中小企業者
②市内に店舗、工場、事務所などを持っている
③同一業種を1年以上継続している

限度額 1,000万円
年利 1.5パーセント以内
融資期間 6か月以内
返済方法 分割または一括返済
申し込み 令和2年1月31日（金）までに、制度融資取扱金融機関へ。
問い合わせは、産業政策課商業・金融係（☎内線583）へ。

ご利用
ください

